



さいたま市介護支援専門員協会
ロゴマーク

会長挨拶

宮本 好彦（三恵苑在宅介護支援センター）

5月18日の総会にて会長職の指名、承認を受け就任いたしました。会員の資質向上と、介護サービス事業者連络会はじめ市内各団体との連携活動などに引き続き尽力させていただきます。行政機関の方々も含め今年度もご支援ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

昨年度は全会員対象の研修を6回実行し、任意と位置づけた各区主催のケアマネサロンも10回を数え、定着化した施設ケアマネ研修は、有料老人ホームやグループホーム、サービス付高齢者住宅従事者からの参加者が増えてきました。その活動中、峯尾武巳先生の

「リフレクションを用いた事例検討手法」研修は、先生からの依頼で当協会にて試行されたもので、その手法は24年度に行われた埼玉県の更新（2回目対象者）研修で採用され、先日、日本ケアマネジメント学会でも発表されたとのこと。そのほかにも「見える事例検討会」や「アローチャートによるケアマネジメント」など、私たちのために開発されている実践的な技術を用いた研修を積極的に取り入れ研鑽いたしました。

私的に昨秋、東北被災地へのボランティア活動に行く機会を得ました。瓦礫はほぼ片付けられていましたが復興

DAIRY STAR

Vol.30

2013年夏号



というには程遠い現状でした。人口2万人足らずのその町は震災の6年前に2町が合併しており、古くは4つの地区から構成されているとのこと。国などからの支援の着手準備はあってもそれらの地区の意向が相違してなかなか前に進まないとのことでした。各々の意向に合意形成が必要で正解は無い、といった意味でケアマネジメントに通じるものを感じ入りながら帰路に着きました。こんな大規模災害と一緒にするのも何なのですが、障害のある人を支える

私たち福祉の現場も常に想定外の有事の局面と思うのです。ある日介護が必要になったその方とその家族やその取り巻く環境にたいした時、それは夫々で正解は無く、だからこそ私たちの支援で当面の目標を合意形成していける、と。市では26年度の実施に向け「地域ケア会議」が始められました。地域ケア個別会議を通じて地域ケア推進会議を開催し、地域の課題把握と解決を図って(目標としての)包括的な支援体制を構築しようとするものです。広義でケ

アマネジメント手法といえますし、少なくともこの会議の一員として私たちケアマネジャーは正解を求めたりするようにはなく、一定の期間をもたせた当面の目標合意を図れるその技術を発揮できることが望まれます。

専門性を越えた横断的な情報媒体というものを作りたい。これがコミュニケーションシオンワークを充実させる上で欠くことのできない要素であり、さいたま市介護保険サービス事業者連絡協議会も同じ仲間というお気持ちをもっていたければ大変ありがたいと思います。」と述べられた。

当協会の今年度事業は昨年度の構成を引き継ぎつつ、他団体とも協力し既述のような実務レベルで功績を残せるような活動を目指してまいります。共に漸進してまいりましょう。

さいたま市介護支援専門員協会

「平成25年度 通常総会」

開催日時 平成25年5月18日(土) 13時45分～14時45分(通常総会)

開催場所 さいたま共済会館 6階 第1ホール

5月18日(土)さいたま共済会館において「平成25年度さいたま市介護支援専門員協会通常総会」が開催された。

現在の会員総数 292名、今年度の通常総会は、出席者と委任状を含め196名となり、会則第20条第1項の会員過半数の同意を満たしており、総会は成立した。

来賓にはさいたま市保健福祉局長

大塔幸重氏をはじめ、行政からも多数のご出席をいただき、また関係諸団体として、さいたま市介護保険サービス事業者連絡協議会 新井優氏にご出席をいただいた。

さいたま市より来賓挨拶として、大塔氏からご祝辞をいただき、「高齢者の方々に住み慣れた自宅で、できるだけ長く家族に見守られながら生活できる環境作りを進めていき

い。そのためにも、介護、医療、予防、住居、生活支援について、地域で包括的に提供していくような体制作りが必要」と述べられた。また、日頃よりさいたま市の介護保険事業の運営並びに高齢者福祉サービスの推進に際し、御礼のお言葉をいただいた。続いて、新井氏よりご挨拶をいただき、「さいたま市介護保険サービス事業者連絡協議会では、今年度、在宅医療に携わっている医師と会合を持ちはじめ、在宅医療を巡ってそこに関わる看護師、ケアマネジャー、訪問介護員、地域包括支援センター、様々な人たちが同じツールで同じ情報媒体をもって支援にあたり、職域、



また、当協会顧問のさいたま市保健福祉局福祉部介護保険課参事 中島マリ子氏よりご挨拶があり、さいたま市の人口は、平成25年5月1日に124万9千188人、そのうちの65歳以上の高齢者の方の人数が、25万4千652人で高齢化率が20.4%(平成25年1月 20.1%)。超高齢社会が目前に迫っている中、

中島氏は、「要介護認定の申請が年々増え続けており、介護認定審査会の審査件数も限界があるため、昨年、更新申請の通知文の中にサービスを利用しない方については、利用するときに申請していただくようお願いし、さらにケアマネジャーの皆さん

のご協力もあり、介護認定審査会も少しゆとりがでてきました。お守り代わりに申請をされる方もいると思いますが、サービスを利用されている方、必要になった方が一刻も早くサービスを受けていただくためにも、利用するときに申請していただくよ

うに、ご説明していただけると大変助かります」と述べられた。議案については、滞りなく承認され、会長には、三恵苑在宅介護支援センターの宮本好彦氏が前年度に引き続き選任され、各役員、委員についても承認をいただいた。

さいたま市介護支援専門員協会「ロゴマーク」（広報誌表紙）は、さいたま市各区の十色を使用し、「人が支え合い、皆で力を合わせ色とりどりの花を咲かせよう」「ネットワークの和」の意味を込めている。思いを確かめ合い平成25年度の幕が開けた。

平成25年度 第1回全体研修会

「誰とだって波瀾談笑」

～心の通うコミュニケーション～

開催日時 平成25年5月18日（土） 15時00分～16時30分

開催場所 さいたま共済会館 6階 第1ホール



講師 堀尾正明氏

1955年、岡山県出生。小学6年から旧大宮に在住。早稲田大学卒業。NHKアナウンサーとして報道番組等活躍し、2008年以降フリーとなり、日本体育大学客員教授としても携わっている。

NHKのアナウンサーという、正確で誠実で信頼深く伝えるというイメージですが、報道番組としては、最高の姿とは空気になることです。不細工でも、カッコよくてもダメです。例えば【木村拓哉】はアナウンサーとしては向いていません。なぜなら本人を見入ってしまい、ニュースがこぼれてしまいます。ニュートラルな姿、滑舌よく正確にきれいな声で心地よくです。喜怒哀楽もいけません。アナウンサーという職業は、世界でも日本だけです。アナウンサーは目立ってはいけません。つまり自分が前面に出てはいけなのです。そういう意味ではケアマネジャーも似ているかも

しません。人とは印象です。最初はどう思われるかが大事な入口です。自分の笑顔、話しかけ、歩き方を点検したことがあります。皆さんが相手と正面に向かい合って話しているとき、話し方のスピード、声のトーン、目の動き、笑顔、洋服等が半分です。そこを点検してみてください。

またテレビでは、発した言葉は消しゴムが効きません。気を付けて話していますが、何気ない言葉の使い方です。つけていることもあります。そのため神経を使います。例えば、「全然平気」という言葉の使い方は、おかしいと思いますか。そもそも以前は「全然平気じゃない」という否定の意味でしたが、そのままでの言葉で今は普通に通じてきています。言葉の意味が時代により変わってきているのです。また、芥川龍之介がエッセイで、『とても美しい』という日本語が普通なのに、「とても美しい」と、若者が言っている。最近の日本人の言葉は乱れている。』と大正時代の話です。



世界の先進国の中で、日本語が一番変化が激しい。その一番後ろにいるのがNHKのアナウンサーです。保守的に守ってきているのです。例えば、「鳥肌が立つほど感動した」という言葉に違和感を感じますか。「鳥肌が立つ」というのは、以前は不快な思いをしたマイナスの意味でした。今は感動するという言葉へ主流になつてきています。また「白羽の矢が立つ」という言葉は、人を神様が生贄として犠牲者として仕方なく採用するという悪い意味です。

しかし、今はプラスのイメージで使われています。アナウンサーが選挙の速報で議員が当選したときに、「白羽の矢が立ちました」と報道すると、「NHKのアナウンサーがそういう言葉の使い方をしているんですか、訂正しなさい」とすぐにクレームがきます。また5月の時期に「今日はさわやかな一日でした」と話すと「さわやか」は、俳句で秋の季語になるため、「ただちに、さすが」という言葉に代えなさい」とクレームがきます。

今日は1つだけ、皆さんにレクチャーします。1分、60秒で、きちっと結論を先に言ってから理由を言う。また最後に念押しで結論を言う訓練をいつもしていると、飛躍的に上手になります。ニュースも60秒から90秒が一区切りです。それは一番人の耳に入ってくるからです。2分、3分と話していると相手は疲れてしま

います。皆さんの仕事は聞くことが一つの重要な仕事です。話し上手は聞き上手といえます。日本人は聞くのが上手ではないと言われていています。だからオレオレ詐欺がなくならない原因といえるかもしれません。

皆さんがどれだけ聞く能力があるか、おれおれ詐欺に引っ掛かるかどうかテストします。数字の計算、私のいう言葉に、どれだけ引つかからないで論理的に理解できるかというテストです。わからなければ、よく聞くということがまだまだ足りないと感じてくたさい。皆さんが私をだましたと思うところを指摘してください。

「今井さん、金井さん、佐藤さんの3人は、浦和のコレソに行きました。佐藤さんの娘が、福山のファンでした。そこで福山雅治のCDが3千円で売っていました。レコード店には1枚しか売っていませんでした。仕方なく通りすぎ、食事をした後、すっかりそのことを忘れて帰ってきてしまいました。気づいたときには、コレソはもう閉まっていた時間でした。そういえば明日、宮本会長に会うから、宮本会長に買ってきてもらうことをお願いすることにしました。その際、今井さん、金井さん、佐藤さんは一人ずつ千円を出して、3千円を宮本会長に渡しました。宮本会長は、コレソのレコード店に行つて3千円のCDを買おうとしました。しかし、特売日で2千5百円でした。宮本会長は、おつり5百円を百円玉5枚でもらってきました。宮本会長は手数料として2百円いただきます。残りの3百円は、一人百円ずつ返しました。」

「ここで問題です。結局、今井さん、金井さん、佐藤さんはいくら払ったことになったのでしょうか。それぞれ、9百円ですね。そうすると、3人×9百円は2千7百円です。会長は2百円もらつたので足すと2千9百円です。あれ、最初3千円あったのに、百円足りません。百円はどこにいったのでしょうか。」

「では、ここで指摘してください。どこで騙したのでしょいか。」

答えは、「3人×9百円の2千7百円」と「宮本会長へ渡した手数料の2百円」を足す根拠がありません。だけど、皆さんは、足すことに頷きながら話を聞いていました。だから騙されたのです。」

聞くという作業は、自分の経験や自分の計算力、常識、先入観、そういうものを全て総動員して、目の動きを見たりするのではないでしょいか。また、インタビュというものは、心の中心を覗くというものです。終始笑いがあってもアナウンサー時代のエピソードから、言葉の使い方、聞く力のテストなど、内容盛りだくさんで参加者からは大絶賛でした。

第1回 見沼区ケアマネサロン

「住環境整備について」

開催日時 平成25年6月26日（水） 14時00～

開催場所 介護老人保健施設 高齢者ケアセンターのぞみ 四階ホール 参加者35名

今回の勉強会は、地域包括支援センター・敬寿園と合同で開催した。

講師として、医療法人財団新生会 大宮共立病院 第一診療部作業療法科 大塚 勲氏をお招きし「住環境整備（住宅改修）」をテーマに行われた。

病院より、在宅に戻られる方に対し事前に退院前の家屋調査を施行し、生活環境や状況の把握、必要な環境整備について調べ、その方の担当ケアマネジャーに資料の提供とアドバイス等を行っているとのこと。

大塚氏は、住環境整備を具体的に考えると、「ベットからどう起きているのか・着替えは一人でできるのか・洗面所は使えるか・食事はどこで食べるか・昼間はどの時間を過ごしているのか・外出はどれくらいの頻度か・トイレは・入浴は・洗濯や掃除は」と色々見る場所があり、「必要であれば実際に動いていただいて必要性的確認、安全に移動などができることを伝え、改修につなげてい

くと良いのでは」と述べた。ケアマネジャーは、建物、用具の全てを知る必要はなく、相手の目線で環境を観るセンス、住宅ではなく、生活、人を観ることが大切である。

次に事例について、①「高齢者だからという思い込みに注意」 夫婦ともに歩行困難で、2階に上ることを危険と判断し、手すり等の提案をしなかったが、3ヶ月後の訪問時、昇降機をつけて2階に洗濯物を干していた。ご本人より共同作業、2階に上ることの喜び等で表情が良くなった。大塚氏より、「支援者の勝手な思い込みだけで、提案の幅を狭めず、本人のニーズをきちんと把握し、他職種で関わっていくことにより提案の幅を広げ、自分で選択できるようにすることが大切」と話した。

住宅改修の進め方として、①ニーズの発見 ②アセスメント ③プランニング ④実施 ⑤モニタリングとなる。ニーズとは、よりよい生活をするために解決すべき問題や課題

のことであるので、ご本人や家族の要望だけにとらわれないようにする。ニーズの発見、アセスメントをしつかり行う必要がある。日常生活動作の分析と解決方法では、住環境と身体機能などを総合的「活動中のできない動作はどのなのか、どの手順ができないのか」を考え、改修以外の解決策も検討していくことも必要という。

他に、家屋訪問時の写真と撮り方について、通常の住宅改修での写真と違い、生活状況が見える、住宅そのものの状況の把握、平面図が立体になった様子を撮影することのこと。

事例として、車椅子生活者であったが、あえて洗面台の撤去をしなかった例をあげ、近くまで行けることも大切であるが、距離があることで歩行や動作などにより筋力を使うことができ、生活活動が無理なく行える。

今回の講義を聴き、今まで関わってきた住宅改修を思い返し、自分はこのような考え、視点を持つて動いていたかを改めて考えさせられた。

今後、住宅改修を行うときにこの講義が生かせるよう利用者の立場になって、必要な改修やアドバイス等ができるようにしたいと思う。



さいたま市介護支援専門員協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、さいたま市介護支援専門員協会とする。

(目的)

第2条 本会は、介護支援専門員の資質の向上と介護支援専門員間のネットワーク化を図ることにより、介護支援業務の円滑な推進に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の専門的知識及び技術の向上に関すること。
- (2) 介護支援専門員間のネットワークの構築に関すること。
- (3) 介護支援専門員の業務を遂行するうえで必要となる情報の収集と提供に関すること。
- (4) 上記に掲げるもののほか目的を達成するために必要なこと。

第2章 会員

(会員及び賛助会員)

第4条 本会は会員及び賛助会員（以下「会員等」という。）をもって構成する。

2 会員は、次に掲げるものであって第2条の目的に賛同する者とする。

- (1) さいたま市に住所又は勤務先を有する介護支援専門員実務研修受講試験合格者であって、実務研修を終了している者。又は入会年度内に実務研修を終了する見込みの者。
- (2) その他本会が特に入会を認めた介護支援専門員。

3 賛助会員は、次に掲げるものであって第2条に掲げる目的に賛同する者とする。

- (1) 企業・民間業者等の団体組織に所属する個人

(2) 学識経験者

(3) その他本会が入会を認めた者。

(入会)

第5条 本会に入会を希望する者は、会費を添えて入会申込書を本部事務局に提出し、役員会の承認を得なければならない。

2 入会申込書による登録事項に変更があった場合には、本部事務局に書面により届け出なければならない。

(会費)

第6条 会員は会費を納入しなければならない。

2 会員の会費の額は、1人年額5,000円とする。但し、年度後期（10月1日以降）入会者は2,500円とする。

3 賛助会員の会費の額は、1人年額5,000円とする。但し、年度後期（10月1日以降）に入会した場合についても同額とする。

4 会費の納入方法は、指定の口座振込みとする。

(退会)

第7条 会員等は、退会しようとするときは、本部事務局に書面によりその旨の申し出を行い届けなければならない。

なければならない。

2 会員等が死亡したときは、退会したものとみなす。

3 正当な理由がなく前条に規定する会費を1年以上納入しなかったとき。

(除名)

第8条 会員等が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、役員会の協議を経て、本会から除名することができる。但し、その場合には、当該会員に対して弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の運営に著しい支障を与えた場合

(2) 本会の名誉を著しく傷つけ、又は会則及び倫理に反する重大な行為のあった場合

(拠出金品の不返還)

第9条 退会し、又は除名された会員等が既に納入した会費、その他拠出金は返還しない。

第3章 組織

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 研修・ネットワーク推進委員長 1名
- (5) 広報委員長 1名
- (6) 各区の代表幹事 10名

2 本会の役員は、会長、副会長、事務局長、研修・ネットワーク推進委員長、広報委員長、各区の代表幹事とし、総会において会員の中から選出

する。

3 会長は役員会で選出し総会で承認する。

4 副会長、事務局長、研修・ネットワーク推進委員長、広報委員長、各区の代表幹事は会長が指名し、総会で承認する。

5 監事は2名とし、総会において役員以外から選出する。

(職務)

第11条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時、会長に事故がある時、会長が欠けた時は、その職務の代行を行う。この場合において、職務を代行する副会長は、あらかじめ会長が指名するものとする。

3 事務局長は、本会の運営業務を遂行する。

4 役員は、役員会を構成し、会務の執行を決定する。さらに、役員のうち、第10条1項の(1)から(5)については、執行部を組織して、運営の中核となる。

5 研修・ネットワーク推進委員長は、研修・ネットワーク推進副委員長並びに、第10条1項の(1)から(4)並びに、会長より指名された区代表者と研修・ネットワーク推進委員会を構成し、研修計画、研修会の開催、講師依頼の調整等を行う。又、各区より研修会の開催希望が合った場合、会長より指名された区代表者と連携し研修・ネットワーク推進委員会と協議の上、研修計画の調整及び把握に努める。

6 広報委員長は、広報副委員長と広報委員会を構成して、協会の広報活動を行う。又、各区広報委員からの各区の活動状況を把握して、広報誌の発行、協会の普及・PR活動に努める。

7 各区の代表幹事は、副幹事と連携をして各区の

活動の中心となる。又、会長より指名された代表者は、研修・ネットワーク推進委員として連携を行うものとし、区内で活動を行う際は、活動計画の企画や調整を行い、区内の会員への連絡を行う。但し、区内の会員の規模や代表幹事・副幹事のみで円滑な活動が難しい場合は、代表幹事の判断で区内の活動に協力できる会員を指名して、協力を得ることとする。

8 監事は、本会の会計及び業務の執行を監査する。

(任期)

第12条 役員の任期は、1年とする。但し補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第13条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、任期の途中であっても総会の評決により解任することができる。

(1) 心身の故障等のため職務の執行に耐えられないと認められるとき

(2) 役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(補助組織の設置等)

第14条 会長は、役員会の承認を得て、委員会、専門部会等の補助組織を設置することができる。

(事務局)

第15条 本会の事務局は、さいたま市大宮区下町3丁目8番3号 社会福祉法人さいたま市社会福祉

協議会大宮サービスセンター内に置く。

(顧問)

第16条 本会に専門的な知識のサポートを目的に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会員以外の者を充てることができる。

3 顧問は、学識経験者、保健・医療・福祉経験者等、本会の運営に指導・助言者として貢献することとして、役員会において役員の承認のもと決定する。

第4章 会議

(種別及び構成)

第17条 本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、会員をもって構成し、役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 会則の改正に関する事項

(4) その他、本会の円滑な運営に関する重要な事項

2 役員会は、次の事項を協議執行する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 総会において議決した事項の執行に関すること

(3) その他、本会の円滑な運営に関する事項

(招集及び開催)

第19条 総会の会議は会長が招集し、その議長とな

る。

2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して文書をもって通知する。

3 通常総会は、毎年1回開催する。

4 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は総会員の4分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

5 役員会は、必要とき随時開催する。

(客足数及び議決条件)

第20条 会議は、総会においては会員、役員会においては役員のそれぞれ2分の1以上の出席によって成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。但し可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、予め通知された会議の付議事項について、書面をもって評決することができる。この場合は、前項の適用において出席したものとみなす。

第5章 会計

(経費)

第21条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(決算)

第23条 本会の収支は、毎年度、監事の監査を経て、総会の承認を得るものとする。

第6章 個人情報保護に対する取扱い

(個人情報保護の取扱い)

第24条 本会は会員の個人情報保護に関し、以下にあげる事項について、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も第三者に対して個人情報の開示、提供又は漏洩のないよう適正かつ適切な取扱いを行なう。

(1) 会員個人の自宅の住所、電話番号、FAX番号等

(2) 会員からの申し出による所属事業所名及び住所、電話番号、FAX番号等

2 会員は協会会員の知り得た個人情報に関し、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も第三者に対して個人情報の開示、提供をしてはならない。

3 会員は協会会員の知り得た個人情報に関し、会員が本会に入会している期間及び本会を退会した後も個人情報情報を私的な営業活動や営利目的に使用してはならない。

第7章 会則の変更及び委任

(会則の変更)

第25条 この会則を改正するときは、役員会の発議により、総会において議決しなければならない。

(委任)

第26条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行について必要な事項は、役員会の協議を経て、別に定める。

附則

1 この会則は、平成15年6月14日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。

2 この会則の施行日以後、最初に選任された役員の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附則

1 この会則は、平成16年6月19日から施行し、平成16年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成17年6月18日から施行し、平成17年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成18年5月28日から施行し、平成18年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成21年5月23日から施行し、平成21年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成22年5月29日から施行し、平成22年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成23年5月28日から施行し、平成23年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成25年5月18日から施行し、平成25年4月1日から適用とする。

2 第15条 事務局の所在地は、平成25年度内事業

移転に伴い、変更とする。

なお、新しい移転先の事務局については、移転完了後に会員へ通知する。

平成 25 年度
さいたま市介護支援専門員協会【年間事業計画】

月	全体・執行部主催研修内容	幹事会活動・研修 内容	施設ケアマネ研修 内容	研修・ネットワーク推進委員会 広報委員会	役員会
4 月					執行部会 役員会
5 月	通常総会 第 1 回全体研修「基調講演」 (講師 堀尾正明氏)			広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
6 月			施設ケアマネサロン	広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
7 月	第 2 回全体研修 「専門関連分野の研修」			広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
8 月				広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
9 月	第 3 回全体研修 「医療関連分野の研修」		第 1 回施設ケアマネ研修	広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
10 月		各区 ケアマネサロン		広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
11 月	第 4 回全体研修 「連携関連分野の研修」			広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
12 月				広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
1 月	第 5 回全体研修 「制度関連分野の研修」			広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
2 月			第 2 回施設ケアマネ研修 「講義」 (講師：峯尾武巳氏)	広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
3 月	第 6 回全体 (行政合同) 研修 「講演」			広報委員会 研修・ネットワーク推進委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会
備考	協賛研修として、医師会・さいたま市介護保険サービス事業者連絡協議会等協賛研修				

お見合い 会員U

梅雨の蒸し暑さにダルさや疲れが倍増の今日この頃。一日の中での楽しみは夕食時のビールです。その日を振り返りながら、満足しながら飲む日、くよくよしながら飲む日といろいろですが・・・私の一日の締めくくりの日課になっています。

あとがきのリレーが廻ってきたので、最近、何が一番楽しい、うれしいと感じたかなと考えてみました。居宅ケアマネになって三年弱。いろいろな事がありましたが、お見合いに成功したときだな・・・と。どんなお見合いかというと・・・利用者さんにデイや訪問介護・福祉用具等を提案・紹介することです。

利用者さんの状況やご意向、個性等を自分なりに一生懸命考え、数か所下見をし、紹介すると、大抵の利用者さんはこちらからの提案に対して「デイには行かなくてもいい」「そんなもの無くても大丈夫」と否定的。ご家族から直接本人には言えない要望や本人の自覚のない引きこもり、認知症状の悪化・・・それらを踏まえてながら、ご本人のメリットとして面白おかしく話して数か月・・・ようやく一緒に見学に行ってみようかな、試して

みるとの言葉。「よっしゃ！」とテンションを上げて、同行して説明・お勧め。しぶしぶの方もいれば、いいわね！と笑顔満面の方もいますが、一発で気に入ってくれたときが何よりもうれしく思えます。

じわじわとよい効果が見えてくると本当に人のご縁って素敵だなあと実感します。デイで知り合った利用者さん同志意気投合し、旧知の友のように仲良くなったり、自分より動けない人をお世話したり・・・福祉用具を使い、自分の力で行動できたりと、新しいマンパワーが見えてくると、ご縁の力の大きさに感動を覚えます。

以前はよく合コンを主催し、カップル誕生に喜んでいたことを思い出しました。おせっかいなことをしてと思いながらもご縁を繋ぐことが楽しかった。最近は合コン開催よりも仕事でのお見合いで手一杯ですが・・・

利用者さんに良いご縁を繋いで、広げて、喜んでもらい・・・その笑顔を思い返ししながら、おいしいビールを飲めるような日がたくさんあるといいなあと改めて思いました。

あとがき

冷えたビールがことのほかおいしい季節になりましたが、暑さを癒すために飲み過ぎてはいませんか。これからが夏も本番といったところです。どうか体調を崩されませんようくれぐれもご自愛ください。

事務局より

事務局の住所が下記の通り変更になりました。

新住所 〒331-0823 埼玉県さいたま市北区日進町2丁目1864-10

JS日進 さいたま市社会福祉協議会内 さいたま市介護支援専門員協会

電話 048-782-6839 FAX 048-782-6840

移転日 平成25年7月16日（火）

リニューアルしたので見てくださーい!!

ホームページ

<http://www.saitamashi-keamane.jp>